

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
1	西淀工場1号炉ボイラ設備ほか緊急補修工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	(株) タクマ	9,288,000	平成26年4月2日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号 及び第5号	K6、K9	-
2	住之江工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	住之江区	(株) タクマ	27,432,000	平成26年4月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
3	住之江工場有害ガス処理設備中間整備工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	倉敷紡績(株)	2,554,200	平成26年4月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
4	住之江工場クレーン設備整備工事	09D:機械器具設置 工事	住之江区	(株) 日立プラントメカ ニクス	5,832,000	平成26年4月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
5	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その 3)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、守口市、 枚方市	島津システムソリュー ションズ(株)	3,024,000	平成26年4月17日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
6	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その 1)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、守口市、 枚方市	メタウォーター(株)	11,880,000	平成26年4月18日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
7	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その 2)	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、鶴見区、守口 市、寝屋川市、枚方市	向洋電機(株)	18,036,000	平成26年4月23日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
8	西淀工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	(株) タクマ	134,244,000	平成26年5月1日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
9	柴島浄水場外高圧配電設備保護継電器 修繕	09B:上下水道施設 工事	東淀川区、住之江 区、守口市	(株) 産機テクノサービ ス	12,960,000	平成26年5月12日	地方公営企業法施行 令第21条の14第1項 第2号	K6	-
10	鶴見工場焼却設備中間整備工事	09C:清掃施設工事	鶴見区	日立造船(株)	54,540,000	平成26年5月13日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
11	舞洲工場焼却・破碎設備整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	日立造船(株)	446,796,000	平成26年5月16日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
12	大正工場焼却設備閉鎖工事	09C:清掃施設工事	大正区	日立造船(株)	93,960,000	平成26年5月19日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
13	舞洲工場クレーン設備整備工事	09C:清掃施設工事	此花区	富士ホイスト工業(株)	7,992,000	平成26年5月26日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-
14	大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理 設備補修工事	09D:機械器具設置 工事	東住吉区	新明和工業(株)	3,078,000	平成26年5月28日	地方自治法施行令 167条の2第1項第2号	K6	-

契約管財局発注の工事請負契約案件における随意契約(特名随意契約)の結果について(小額随意契約を除く)

No.	案件名称	工事種目	工事場所	契約の相手方	契約金額 (税込)	契約日	根拠法令	随意契約理由 (随意契約理由番号)	WTO
15	大阪市中心卸売市場南港市場製氷冷凍機圧縮機取替工事	09D:機械器具設置工事	住之江区	(株)ダイキンアプライドシステムズ	1,296,000	平成26年6月10日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
16	庭窪浄水場監視制御設備改良に伴う既設監視制御設備改造その他工事	09B:上下水道施設工事	北区	(株)明電舎	17,064,000	平成26年6月18日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
17	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その5)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 寝屋川市	荏原実業(株)	46,440,000	平成26年6月19日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
18	柴島浄水場外水質計器整備修繕(その4)	09B:上下水道施設工事	東淀川区 守口市 枚方市	(株)マコト電気	1,933,200	平成26年6月20日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
19	柴島浄水場下系配水池排水ポンプ修繕	09B:上下水道施設工事	東淀川区	(株)西島製作所	4,320,000	平成26年6月24日	地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号	K6	-
20	舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事	09B:上下水道施設工事	此花区	三菱化工機・日揮 特定 建設工事共同企業体	417,420,000	平成26年6月30日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号	K6	-
21	西淀工場2号炉ボイラ設備緊急補修工事	09C:清掃施設工事	西淀川区	(株)タクマ	5,108,400	平成26年6月24日	地方自治法施行令167条の2第1項第2号 及び第5号	K6、K9	-

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場1号炉ボイラ設備ほか緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラ設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

また、有害ガス処理設備はごみの焼却によって発生した排気ガス中の有害物質を除去する設備である。

今回ボイラ設備の水管が破孔し、また、有害ガス処理設備の冷却液循環ポンプ配管から水漏れが発生していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

このため、ボイラ設備並びに有害ガス処理設備の補修工事を緊急に実施する必要がある。

両設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ両設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、両設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは両設備を設計、施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場（電話番号06-6472-3000）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う住之江工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については、焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場 (電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場有害ガス処理設備中間整備工事

2 契約の相手方

倉敷紡績（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う住之江工場有害ガス処理設備は、一般廃棄物を処理する施設のうち焼却に伴う排ガスの処理を行う設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、処理能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の有害ガス処理設備は、倉敷紡績（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については有害ガス処理設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した倉敷紡績（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場（電話番号06-6681-0035）

随意契約理由書

1 案件名称

住之江工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

(株) 日立プラントメカニクス

3 随意契約理由

今回整備工事を行う住之江工場クレーン設備は、一般廃棄物进行处理する施設のうちごみ焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場のクレーン設備は、(株)日立プラントメカニクスにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事についてはクレーン設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)日立プラントメカニクスのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部住之江工場(電話番号06-6681-0035)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その3）

2 契約の相手方

島津システムソリューションズ（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（T
OC計、pH計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、島津製作所（株）が独自に設計、製作したものであり、部品交
換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を
熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。
なお、当該水質計器の整備修繕は島津製作所（株）から島津システムソリューシ
ョンズ（株）に移管されているため、本修繕ができる業者は島津システムソリューシ
ョンズ（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その1）

2 契約の相手方

メタウォーター（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（原水有毒物質監視装置）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、富士電機システムズ(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、富士電機システムズ(株)は、平成19年4月の分社化により当該水質計器に関する事業を富士電機水環境システムズ(株)に継承し、さらに平成20年4月には、(株)NGK水環境システムズとの合併によりメタウォーター(株)が設立され事業継承されていることから、本修繕を適切に施工することができるのはメタウォーター(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その2）

2 契約の相手方

向洋電機（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、城東配水場、庭窪浄水場、豊野浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、横河電機(株)が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

なお、横河電機(株)の当該業務は横河フィールドエンジニアリングサービス(株)に吸収分割され、平成25年4月からは横河ソリューションサービス(株)に承継されており、当該水質計器の整備修繕は横河ソリューションサービス(株)から向洋電機(株)に移管されているため、本修繕ができる業者は向洋電機(株)のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場焼却設備中間整備工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

今回整備工事を行う西淀工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、(株)タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した(株)タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場 (電話番号06-6472-3000)

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外高圧配電設備保護継電器修繕

2 契約の相手方

(株)産機テクノサービス

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、住之江配水場及び庭窪浄水場に設置している高圧配電設備保護継電器の修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該保護継電器は、(株)日立製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術を必要とする。また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

当該保護継電器の修繕は(株)日立製作所から(株)産機テクノサービスに移管されているため、本修繕ができる業者は(株)産機テクノサービスのみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

鶴見工場焼却設備中間整備工事

2 契約相手方

日立造船（株）

3 随意契約理由

今回整備工事を行う鶴見工場の焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却設備は、日立造船（株）において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部鶴見工場（電話番号06-6912-4700）

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場焼却・破碎設備整備工事

2 契約相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場焼却・破碎設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちのみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼動している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、塩・酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却・破碎設備は日立造船(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却・破碎設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大正工場焼却設備閉鎖工事

2 契約の相手方

日立造船(株)

3 随意契約理由

今回閉鎖工事を行う大正工場焼却設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働していた。大正工場においては、平成26年3月に老朽化等により当該設備を停止している。

焼却設備には、一般廃棄物を処理した後に発生する有害な重金属類やダイオキシン類を含んだ灰が残存しており、設備外への飛散を防止する観点から、当該設備内の灰の洗浄、除去等の飛散防止対策を講じる必要がある。

当工場の焼却設備は、日立造船(株)が独自の技術により一括責任にて設計・施工したものである。本工事については、ダイオキシン類等を含む灰を取り扱うことから、厚生労働省の通達「廃棄物焼却施設内作業におけるダイオキシン類ばく露防止対策要綱」に基づき施工する必要があるが、燃焼設備・ボイラー設備・電気集じん設備等、設備全体が対象となることから、各設備の構造・機能及び配置機器等を経験的に十分把握した上で行わなければならない。

このような条件を満たすためには、当工場の本設備を設計・施工しかつ、竣工から一貫して定期整備工事等のメンテナンスを施工してきた会社以外では、現場の各設備状況等を把握できないためダイオキシン類ばく露防止対策及び施工計画の確立が出来ず、工事の施工・実施が不可能であることから、本工事に対して、工事目的並びに本工事に一貫して責任を持たせることができる業者は日立造船(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部施設管理課(電話番号 06-6630-3361)

随意契約理由書

1 案件名称

舞洲工場クレーン設備整備工事

2 契約相手方

富士ホイスト工業(株)

3 随意契約理由

今回整備工事を行う舞洲工場クレーン設備は、一般廃棄物を処理する施設のうちごみの焼却処理を行う施設の設備であり、24時間連続で稼働している。

設備を構成する機器や部材は高温・多湿となるとともに、酸などの腐食性雰囲気の影響を受け、さらに機械的な運動により摩耗しやすい状況の下、消耗部品や機器等を定期的に交換することにより、焼却能力及び設備の適正な維持管理を図るものである。

当工場の焼却クレーン設備は富士ホイスト工業(株)において独自の技術により設計・施工されたものである。本工事については焼却設備が有する特質を理論的・経験的に十分把握していることが必要であり、本設備を設計・施工した会社以外では整備技術面での対応が不可能である。また、整備後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計・施工した富士ホイスト工業(株)のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

環境局施設部舞洲工場 (電話番号06-6463-4153)

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場東部市場塵芥処理設備補修工事

2 契約の相手方

新明和工業（株）

3 随意契約理由

本工事は、ごみドラム装置及び発泡スチロール処理設備の補修を行うものである。

当該機器については、すべて新明和工業（株）が製造した製品であり、今回の補修工事を実施するにあたっては新明和工業（株）を通じてのみ入手可能な純正部品、並びに機器に関する知識が必要である。

本工事は、設備部品を取り替えるものであるが、既設設備本体との調整が必要不可欠であり、設備全体の調整を行わなければ機能を維持することはできない。また、市場業務に影響を及ぼすことなく実施するとともに、当該設備について一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本工事を施工できる唯一の業者は新明和工業（株）のみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場東部市場 設備担当（電話番号 06-6756-3955）

随意契約理由書

1 案件名称

大阪市中央卸売市場南港市場 製氷冷凍機圧縮機取替工事

2 契約の相手方

(株) ダイキンアプライドシステムズ

3 随意契約理由

本工事は、と畜解体後の内臓の冷却をおこなうための製氷設備である製氷冷凍機の部品取替と、部品取替に伴う製氷機の発停および冷媒の回収、再充填ならびに試運転等をおこなうものであるが、南港市場の冷却設備については、すべて(株)ダイキンアプライドシステムズの製品を用いて冷却システムを構築しており、同社でなければ整備技術面での対応は不可能であり、既存機器と密接不可分の関係から既存機器に著しい支障が生じる可能性があること、また施工後の性能・作動状態・安全性(製造物責任)に対して保証することが出来ないことから、本工事に対して一貫して責任を持たせることができる業者は(株)ダイキンアプライドシステムズのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号

5 担当部署

大阪市中央卸売市場南港市場設備担当(電話番号06-6675-2015)

随意契約理由書

1 案件名称

庭窪浄水場監視制御設備改良に伴う既設監視制御設備改造その他工事

2 契約の相手方

(株)明電舎

3 随意契約理由

本工事は、庭窪浄水場の監視制御設備改良及び大淀配水場の換気設備改良に伴い、既設監視制御設備（自動制御盤、計装盤、遠方監視用通信装置、ミニグラフィック監視操作卓）、ポンプ現場制御盤の改造を行うものである。

既設監視制御設備、ポンプ現場制御盤は(株)明電舎が独自に設計、製作したハードウェア及びソフトウェアで構成されているもので、それらの改造は、設備の構成及び機能並びにソフトウェアプログラムを熟知した専門の知識と技術を必要とするため、既設製造業者である(株)明電舎以外ではハードウェア及びソフトウェアの改造を行うことができない。

また、既設施工業者以外ではトラブルが生じた場合の責任の所在が不明確になることや、施工後の機能について責任の一貫性をもたせる必要があることから既設施工業者以外に施工させることができない。

よって、本工事を実施できるのは(株)明電舎のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局工務部施設課（電話番号 06-6616-5542）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その5）

2 契約の相手方

荏原実業（株）

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び豊野浄水場に設置している水質計器（溶存オゾン濃度計、オゾン濃度計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、上記業者が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要があるため、本修繕ができる業者は荏原実業（株）のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場外水質計器整備修繕（その4）

2 契約の相手方

（株）マコト電気

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場、庭窪浄水場及び楠葉取水場に設置している水質計器（UV計）の整備修繕を行い、機能回復を図るものである。

当該水質計器は、（株）堀場製作所が独自に設計、製作したものであり、部品交換や試験調整により機器の動作確認・機能保証を行うには、機器の構造及び性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、整備修繕後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。なお、当該水質計器の整備修繕は（株）堀場製作所から（株）マコト電気に移管されているため、本修繕ができる業者は（株）マコト電気のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令 第21条の14 第1項 第2号

5 担当部署

水道局工務部施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1 案件名称

柴島浄水場下系配水池排水ポンプ修繕

2 契約の相手方

(株)西島製作所

3 随意契約理由

本修繕は、柴島浄水場下系に設置している配水池排水ポンプの修繕を実施し、機能回復を図るものである。

当該排水ポンプは、(株)西島製作所が独自に設計、製作したものであり、修繕による機器の動作確認や機能保証を行うには、排水ポンプの構造、性能を熟知した専門の知識と技術が必要である。

また、修繕後の一貫した責任と性能についての保証をもたせる必要があるため、本修繕ができる業者は、当該排水ポンプの製造業者である(株)西島製作所のみである。

4 根拠法令

地方公営企業法施行令第21条の14第1項第2号

5 担当部署

水道局 工務部 施設保全センター（電話番号06-6815-2403）

随意契約理由書

1. 工事名称

舞洲スラッジセンター脱水分離液処理施設整備工事

2. 契約相手方

三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体

3. 随意契約理由：

今回整備工事を行う脱水分離液処理施設は、舞洲スラッジセンターの汚泥脱水設備で発生する脱水分離液に含まれているアンモニアを処理する施設である。

本施設は、三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体が設計製作及び施工したもので、その根幹技術は共同企業体と本市が永年にわたって共同で研究開発し、両者が共同特許を有する設計技術的に特殊な設備である。

本施設は多くの機器類で構成され、互いに複雑にシステム化されて稼動するものであることから施設を安全かつ効率的に運用するためには、プラント設備全体の有機的な連携が特に重要であり、これらを整備するには唯一プラント設計能力を有している共同企業体の考え方を十分に反映させることが不可欠である。

実施にあたっては共同企業体の持つ独自の技術が必要であり、主要部品も共同企業体しか製作していないため他から調達できない。また、整備工事後の一貫した責任と性能についての保証を持たせる必要がある。

以上のことから、本整備工事ができる業者は三菱化工機・日揮特定建設工事共同企業体のみである。

4. 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2 第1項第2号

5. 担当部署

建設局 北部方面管理事務所 舞洲スラッジセンター
(電話番号：06-6460-2830)

随意契約理由書

1 案件名称

西淀工場 2 号炉ボイラ設備緊急補修工事

2 契約の相手方

(株) タクマ

3 随意契約理由

西淀工場ボイラ設備はごみの焼却熱を吸収し、蒸気タービン発電機などに利用する高圧蒸気を発生させる設備である。

今回ボイラ設備の水管が破孔していることから、炉の運転が不可能な状況となっており、速やかな機能の復旧が必要なため緊急的に補修を行うものである。

当該焼却工場は、ごみの中間処理施設であり、今回の突発故障により焼却工場の安定運転を継続することが不可能となり、ごみ処理事業に多大な支障を来すことが懸念される。当局の焼却工場については炉停止を伴う定期整備を計画的に行っており、可及的速やかに補修を行い焼却炉の運転を再開しなければ、ごみピットの貯留容量が限界を超えることが予測されるため、一般ごみ収集の停止といった危険性をはらんでおり、ごみ処理計画及び市民サービスに甚大な影響を与えかねない。

このため、ボイラ設備の補修工事を緊急に実施する必要がある。

本設備は、(株) タクマにおいて独自の技術により設計・施工されたものである。本補修工事については、焼却炉が停止している短期間で工事を施工する必要があり、なおかつ設備の特質を理論的、経験的に十分把握していることが必要であるため、設備を施工した会社以外では整備技術面の対応が不可能である。

また、工事後の設備全体において、一貫した責任と性能について保証を持たせる必要があり、この条件を満たすのは本設備を設計、施工した(株) タクマのみである。

4 根拠法令

地方自治法施行令第167条の2第1項第2号及び第5号

5 担当部署

環境局施設部西淀工場 (電話番号 06-6472-3000)